

畜産農家・所属団体の皆様へ

一般社団法人 家畜改良事業団
家畜個体識別センター

令和7年度の牛個体識別耳標の配付について

平素より、牛の個体識別業務の推進につきましては、特段のご理解とご協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

さて、補助事業(家畜個体識別システム定着化事業、事業実施主体：一般社団法人 家畜改良事業団(以下「当団」))にて、令和7年度の牛個体識別耳標の配付準備が整いましたので、下記により配付します。

また、離農される方は、不要にもかかわらず耳標が配付されることのないよう、お近くの農林水産省地方農政局等へ離農の届出をお願いします。

記

1 通常配付耳標(子牛が生まれたときに装着する耳標)

1) 配付の概要

耳標の装着状況(出生の届出)から、各農家の耳標在庫の減少数を当団で確認し、配付が必要と判断される時期に、自動的に配付しています。配付請求等は不要です。

2) 耳標の配付枚数

①「在庫枚数」の算定

畜産農家毎に、確認作業時の前月末日時点の耳標在庫数をもとに「在庫枚数」を算定します。

②「年間必要枚数」の算定

畜産農家毎に、確認作業時の前月末日から遡って過去1年間の出生の届出頭数をもとに「年間使用枚数」を算定します。

なお、畜産農家における増頭等の経営環境の変化に対応するため、「年間使用枚数」に一定数を上乗せして「年間必要枚数」を算定します。

③「配付枚数」の算定

「年間必要枚数」から「在庫枚数」を引いた数により「配付枚数」を算定します。

(この算定方法により、約1年分の耳標を保有できることとなります。)

$$\text{配付枚数} = \text{年間必要枚数} - \text{在庫枚数}$$

※畜産農家毎の出生の届出頭数をもとに、年間必要枚数の算定を行うため、正確かつ速やかな出生の届出が必要です。

3) 耳標の配付時期

耳標の装着状況(出生の届出)により、各農家の「在庫枚数」が「年間必要枚数」の1/2を下回った時期に、通常耳標を配付することとしています。また、一括発番団体については、「在庫枚数」が「年間必要枚数」の2/3を下回った時期に、通常耳標を配付することとしています。

なお、経営環境の変化に対応するため、配付時期を調整することがあります。

4) 配付までの期間

当団が耳標供給業者に発注してから畜産農家又は一括発番団体に発送されるまで約3週間が必要です。また、社会情勢等により、さらに時間を要することがあります。このような場合は、前述の年間必要枚数や配布時期の調整を行いますので、耳標が不足することはありません。

2 再発行耳標（耳標の脱落などにより再発行する耳標）

1) 再発行の概要

畜産農家からの耳標の再発行請求を受け、当団から耳標供給業者に対し、原則として、週2回（月曜・木曜）発注します。

2) 配付までの期間

当団が耳標供給業者に発注してから所属団体に発送されるまでおおよそ1週間が必要です。運送状況により遅延することもあるので、早めの再発行請求をお願いします。

3) 再発行請求方法

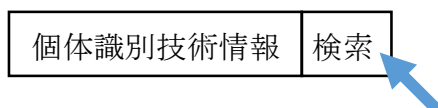
再発行耳標は、電話音声応答システム（CTI）・LOシステム・イントラ報告システム・届出Webシステムのいずれかの報告手段から請求してください。

なお、FAXや電話窓口での再発行請求は受付できません。

3 関連情報

家畜個体識別システム定着化事業に係る関連情報は、以下の当団ホームページにて公開させていただきます。

https://liaj.lin.gr.jp/cowexam/cattlesearch_info



【問い合わせ先】

一般社団法人 家畜改良事業団 家畜個体識別センター
〒961-8061 福島県西白河郡西郷村大字小田倉字小田倉原1
受付時間：8：30～17：15（平日のみ）
TEL：0248-48-0592 FAX：0248-48-0595

※家畜個体識別システム定着化事業により配付された耳標は、独立行政法人農畜産業振興機構の補助事業による補助物品です。

配付された耳標はできるだけ古いものから順に装着し、適正な在庫の管理をされますようお願いします。

なお、配付から15年以上経過した在庫耳標は、経年劣化が見込まれるため、使用できなくなるよう廃番処理が行われます。

その場合は、出生の届出や再発行請求も受け付けられなくなりますのでご留意ください。